

(別紙)

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：全域
- (イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
旧日吉村 全域
旧広見町 旧愛治村、旧三島村
- (ウ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)：全域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満であって、次のいずれかに該当する農用地
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)している場合。
 - (b) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑(草地含む)10%以上)
 - (c) 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在する場合

一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。

(d) 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。

2 集落協定の共通事項

- (1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。
- (2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、認定農業者の平均的な経営内容と同等の経営状況であり、中核的なリーダーとして地域に貢献している者とする。